

清代中国に来航した暹羅国朝貢使節の待遇について

著者	王 竹敏
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian
	cultural interaction studies
巻	6
ページ	541-553
発行年	2013-03-27
その他のタイトル	The Treatment of The Siam Diplomatic Envoy
	arrived at Guangzhou in The Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/7636

清代中国に来航した暹羅国朝貢使節の待遇について

王 竹 敏

The Treatment of The Siam Diplomatic Envoy arrived at Guangzhou in The Qing Dynasty

WANG Zhumin

In the first year of the Shunzhi Emperor of the Qing Dynasty, Emperor Shunzhi took the palce of Emperor Chongzheng of Ming Dynasty became the new Owner of China. Along with the biggest feudal Dynasty became much more powerful, the ship from abroad also came a lot. Siam, as a tributary state of China during the period of Kangxi, Yongzheng, Qianlong, Jiaqing, Daoguang and Xianfeng Emperor, sent tributes to China via Guangzhou at that time.

This paper talks about the tributary rules, trade disciplines and the treatment of Siam's diplomatic corps, and analyzes the communication between the Qing Empire and the diplomatic corps of Siam.

Key Word: The Qing Dynasty, Siam, China, Treatment, Diplomatic Envoy

1、はじめに

清順治元年(1664) 九月、清世祖が北京で皇帝に即位するとともに、この清国が強大化するにつれ海外各国から来航する朝貢船の数もますます増えた。北京から沿海及び全国までの外交形勢も大きく変化したのである。

特に東南アジアの暹羅国は、康熙・雍正・乾隆・嘉慶・道光・咸豊にわたり朝貢国として、広東の広州から入貢した。暹羅国と中国との関係は、明代万暦四十五年(1617)に暹羅国の使節団が派遣されたことから始まる。暹羅国が清朝に朝貢した最初は順治九年(1652)のことであった。順治九年(1652)十二月、暹羅国の使節が広州に来航し、中国への朝貢の願望を明らかにした。その順治九年から咸豊二年(1852)の最後の朝貢まで、約二百年間にわたり暹羅国から正式な朝貢は約40回を数える。暹羅国は朝貢の利便を利用して、様々な貨物を中国に運び貿易していた。

日本と中国の学界において中国と暹羅国との往来史についての先行研究!)が多く出されたが、しかし、

¹⁾ 范麗萍「19世紀中遥海上民間貿易的市場運作」(「廣西師範大學學報」、2004年4月、133-139頁)、黄素芳「17世紀中

主に暹羅国への華人移民史、中暹両国の米穀貿易史の研究に集中している。中国と暹羅国の使節来往に 関する研究は多くない。とりわけ暹羅国使節の来華時の待遇に関する研究は殆ど行われていないのであ る。

そこで、本稿では、暹羅国から広州に来航した使節団の朝貢規定、貿易規定、使節待遇などを中心に、 清代中国と暹羅国使節の往来情況の問題を明らかにするものである。

2、清代に広州港に来航した暹羅船

暹羅国は、中国と東南アジア各地との貿易の一つの中継地の国として、優れた位置にあり、東西貿易の重要な拠点の一つであった。清朝の康熙『大清会典』をはじめとする會典類に暹羅国は一貫して朝貢国として記載されている。

暹羅國,本海南暹與羅斛兩國後并為一。順治十年,請貢。康熙三年,進貢。貢期三年一次,貢道由 廣東²⁾。

とあるように、暹羅国は古くからの暹と羅斛という両国を合わせ一国となった。康熙帝は、貢期を三年 ごとに、貢道は広東すなわち広州から上京するとの朝貢規定を定めたのである。

また、梁廷枏の『粤海關志』に暹羅国に関することとして次のように見られる。

暹羅, 在占城國西南順風十畫夜可至, 隋唐赤土國後分為羅斛退二國, 選土瘠不宜稼, 羅斛地平衍種 多穫, 遏仰給焉元元貞初, 遏人常入貢至正間, 遏降於羅斛合為一國³⁾。

とあるように、暹羅国の位置はベトナムの南部に位置する占城国からは西南の順風で十日間ほどの旅程 にあった。隋唐時代には暹羅国はまだ暹と羅斛の二国が併存していたが、その後、暹が羅斛を併合した のであった。

この暹羅国が清朝中国の朝貢国として広州に来航して来たのである。

1) 暹羅船の朝貢規定

暹羅国は、中国との朝貢関係を重視し、明朝が潰滅した後に、新王朝に同じように明朝からの朝貢関係を持続したいことを清朝に求めた。清朝と海外諸国の通交関係は朝貢規定に見える。康熙『大清会典』には、貢道、貢船、貢使について以下の規定が見られる。

貢道崇德二年定朝鮮貢道由鳳凰城,順治八年議準琉球貢道由福建,十三年議準荷蘭貢道由廣東,康

葉選羅對外貿易中的華人」(『華僑華人歴史研究』、2007年6月、66-74頁)、蘭雪花「略論消前期選羅與福建的大米貿易」(『韶關學院學報』、2008年10月、74-78頁)、蘭雪花「略論消前期中退大米貿易的作用及其影響」(『黔南民族師範學院學報』、2008年第5期、21-25頁)、湯開建・田渝「明清時期華人向退羅的移民」(『世界民族』、2006年第6期、53-63頁)などを代表とする成果がある。いずれも中国と退羅国との通交関係などを中心としたもので、朝貢行事などの詳細について述べていない。

^{2) 『}大清会典』(康熙朝)、巻七十二、禮部三十三、朝貢通例による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版社、3731頁)。

^{3) 『}粤海関志』巻二十一、貢舶一、暹羅による(『近代中国史料厳刊續編』第十九輯、文海出版社、1531頁)。

熙元年議準緬甸貢道由雲南,四年議準安南貢道由廣西太平府,六年議準西洋貢道由廣東,又議準退羅貢道由廣東,二十五年覆準荷蘭貢道改由福建,雍正二年議準嗣后安南貢使來京令廣西巡撫填給勘和由湖廣江西山東等處水路進京回日兵部照原勘和換給由水路歸國永為例。四年議準蘇祿貢道由福建。七年議準南掌貢道由雲南4¹。

凡進貢員役,每次不得過百人。入京員役,止許二十人。餘皆留邊聽賞。凡貢使到京,所貢方物,會同館呈報禮部⁵¹。

其進貢船不得過三隻。每船不得過百人6)。

順治初年定外國船非正貢之故,無故私來貿易者,該督撫即行阻遂。又定正貢船未到護貢探貢等船不 許交易⁷⁾。

清朝は、朝貢国の地理的位置を考慮して入貢地を定めた。たとえば朝鮮国は東北地方のため現在の延 邊に位置する鳳凰城から入貢するように、琉球国は東南のため、福建省から入貢するように、オランダ や西洋国は西方に位置しインド洋を経て来航するため、広東省から入貢するようにと定められた。また 南アジアに在る暹羅国は、同様に広東から入貢し、安南国は広西から入貢ことが規定されたのである。

さらに朝貢団の来朝人数は百人を超えず、使節団のうちの北京に赴く上京人数を20人に限定するとの 朝貢規定が定められた。その船団の来貢の貢船は三艘を超えず、正貢船より護貢船あるいは探貢船がい ち早く到着した場合は、もたらした貨物は全部販売できなかった。朝貢船ではない外国船が沿海に漂着 した場合は、即時に送り返すことなどが規定されていた。

さらに、『大清会典則例』には、湿羅国の朝貢規定についても詳しく記載された。

康熙四年議準遇羅正貢船二,令員役二十人來京,補貢船一,令六人來京。六年覆準遇羅國進貢不得過三船,每船不得過百人,來京員役二十二人,存留邊界,梢目給與口糧,其接貢探貢等船概不許放入⁸。

とあるように、康熙四年(1664)の規定によって、湿羅国は正貢船が2艘の派遣が認められ、使節団の20人が上京できたのであった。さらに湿羅国は補貢船1艘が許可され、そのうちの6人が上京できた。康熙六年(1666)に、康熙四年の規定を更新し、湿羅国からの貢船は3艘とし、1艘には100人まで、そのうち、北京に赴く上京人数を22人に限定するとの朝貢規定が定められた。正貢船以外の湿羅国船の来航が禁止された。

^{4)「}欽定大清会典則例」卷九十三、禮部、朝貢上、(「四庫全費」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版 社、902頁)、10頁。

^{5) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十二、禮部三十三、朝貢通例による(『近代中国史料厳刊三編』 第七十二輯、文海出版社、3702頁)。

^{6) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十二、禮部三十三、朝賈通例による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版 社、3702頁)。

^{7)「}欽定大清会典則例」卷九十四、禮部、朝貢下、(「四庫全書」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、932頁)、8頁。

^{8)「}欽定大清会典則例」卷九十三、禮部、朝貢上、(「四庫全背」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版 社、902頁)、10頁。

2) 暹羅国的朝貢活動

この清代における暹羅国からの朝貢団の状況は表1のようになる。

西曆	中国暦		退羅王名	使節名	出典
1652年	順治九年	十二月	帕拉塞通		「世祖實錄」 ⁹⁾
1659年	順治十六年		昭法猜		「大清会典·康熙朝」 ¹⁰⁾
1663年	康熙二年	十二月	那莱	握坤司吝喇耶低邁礼	【広東通志】11)
1667年	康熙六年	六月	那莱	握坤司吝喇耶低邁礼	「広東通志」12)
1672年	康熙十一年	三月	森列拍臘照古龍拍臘馬呼陸 坤司由提呀菩挨	握坤司吝喇耶低礼	「聖祖實錄」 ¹³⁾
1684年	康熙二十三年	六月	森列拍臘照古龍拍臘馬呼陸 坤司由提呀菩挨	王大統・坤孛述列瓦提	『聖祖實錄』14)
1708年	康熙四十七年	二月	帕昭蘇	坤匕那阿□一	「聖祖實錄」 ¹⁵⁾
1721年	康熙六十年	十月	帕昭泰薩	郭奕達	「聖祖實錄」 ¹⁶⁾
1724年	雍正二年	十月	帕昭泰薩	徐宽	「大清会典・雍正朝」 ¹⁷⁾
1729年	雍正七年	七月	森列拍	郎微述申黎嘑	『世宗實錄』 18)
1735年	雍正十三年	八月	波隆摩閣	朗三立哇提	「雍正朝漢文硃批奏摺」 ¹⁹⁾
1736年	乾隆元年	五月	參立拍照慶拍馬呼六神司尤 提菩埃	朗三立哇提	「高宗實錄」 ²⁰⁾
1749年	乾隆十四年	六月	森密拍照廣勅馬呼陸坤司尤 提雅菩埃	郎呵派呱提	『明清史料』 ²¹⁾
1753年	乾隆十八年	二月	森密拍照廣勅馬呼陸坤司尤 提雅菩埃	郎思吞呱沛	『明清史料』22)
1757年	乾隆二十二年	四月	森密拍照廣勅馬呼陸坤司尤 提雅菩埃	郎お統呵沛	『明清史料』 ²³⁾

表1 清代における暹羅国の朝貢状況

^{9) 「}清實錄世祖黃帝實錄」卷七十、中華費局、1985年8月、555頁。

^{10) 「}大清会典·康熙朝」巻七十二、礼部、朝貢一、暹羅國、(「近代中国史料厳刊第三編」第七十二輯、文海出版社、1992 年、3731-3735頁。

¹¹⁾ 郝玉麟等監修、魯曾熀等編纂、乾隆「広東通志」巻五十八、(「四庫全書」第564冊、上海古籍出版社、649-657頁)。

¹²⁾ 郝玉麟等監修、魯曾熀等編纂、乾隆「広東通志」卷五十八、(「四庫全書」第564冊、上海古籍出版社、649-657頁)。

^{13) 「}清實錄聖祖仁黃帝實錄」卷三十八、中華皆局、1985年8月、511頁。

^{14) 「}清實錄聖祖仁黃帝實錄」卷一一五、中華書局、1985年8月、202頁。

^{15) 『}清實錄聖祖仁黄帝實錄』卷二三二、中華書局、1985年8月、380頁。

^{16) 『}清實錄聖祖仁黃帝實錄』卷二九五、中華書局、1985年8月、864頁。

^{17) 「}大清会典·雍正朝」卷一百六、礼部五十、(「近代中国史料厳刊第三編」第七十八輯、文海出版社、1992年、7117-7120頁。

^{18) 「}清實錄聖祖仁黃帝實錄」卷八三、中華書局、1985年8月、113頁。

^{19) 「}雍正朝漢文硃批奏摺」第二十八輯、中国第一歴史档案館編、江蘇古籍出版社、927頁。

^{20) 「}清實錄高宗純皇帝實錄」卷十九、中華書局、1985年8月、476頁。

^{21) 「}禮部副奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、518頁。

^{22)「}禮部題本」、「明清史料」庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、520頁。

^{23) 「}為禮科抄出本部題」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、524頁。

1762年	乾隆二十七年	五月	森密拍照廣勅馬呼陸坤司尤 提雅菩埃	朗備彩呱提	『明清史料』 ²⁴⁾
1766年	乾隆三十一年	四月	森密拍照廣勅馬呼陸坤司尤 提雅菩埃	丕雅 蒿統呵沛	「明清史料」 ²⁵⁾
1781年	乾隆四十六年	九月	鄭昭	朗図彩悉呢霞握撫突	「明清史料」 ²⁶⁾
1784年	乾隆四十九年	十月	鄭昭	滑里那突	「明清史料」 ²⁷⁾
1786年	乾隆五十一年	七月	鄭華	丕雅史滑里遜通那突	「明清史料」 ²⁸⁾
1789年	乾隆五十四年	三月	鄭華	帕史滑里遜通亞排那赤突	「明清史料」 ²⁹⁾
1790年	乾隆五十五年	八月	鄭華	拍簪令思遠那末蚋刹秃	『明清史料』30)
1796年	嘉慶元年	正月	鄭華	丕雅梭挖粒巡叚押墢辣昭突	「明清史料」 ³¹⁾
1809年	嘉慶十四年	十二月	鄭華	拍簪変史藩擺乞哪車突	『明清史料』 ³²⁾
1810年	嘉慶十五年	十月	鄭華	丕雅梭圪里巡取押派澇喇突	『明清史料』 ³³⁾
1812年	嘉慶十七年	十月	鄭華	拍册圪里巡叚亞排哪車突	『明清史料』 ³⁴⁾
1815年	嘉慶二十年	十月	鄭佛	丕雅梭圪粒巡吞押撥棘昭突	『明清史料』35)
1819年	嘉慶二十四年	十一月	鄭佛	丕雅梭滑里巡叚亞排哪車突	「明清史料」 ³⁶⁾
1822年	道光二年	十月	鄭佛	白沾暖梭藩哪挖臘車突	『明清史料』 ³⁷⁾
1827年	道光五年	十月	鄭福	丕雅梭挖里巡叚呵排臘車突	『明清史料』 ³⁸⁾
1830年	道光八年	正月	鄭福	丕雅沾煖舒攀哪叭臘車突	「明清史料」 ³⁹⁾

- 24)「為禮科抄出本部題」、「明清史料」庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、530頁。
- 25)「為禮科抄出本部題」、「明清史料」庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、535頁。
- 26) 禮部「為本部奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、540頁。
- 27)「為內閣炒出廣東巡撫孫士毅奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 541頁。
- 28)「為內閣抄出廣東巡撫圖薩布奏」、『明清史料』 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 545頁。
- 29)「廣東巡撫圖薩布奏殘題本」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、547 頁。
- 30)「廣東巡撫郭世勳殘題本」、『明清史料』 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、555 頁。
- 31)「禮部題本」、『明清史料』 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、561頁。
- 32)「為內閣抄出兩廣總督百齡等奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 563頁。
- 33)「為內閣抄出兩廣總督百齡等奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 564頁。
- 34)「為內閣抄出兩廣總督蔣攸銘等奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九 B 566頁
- 35)「為本部奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、568頁。
- 36)「兩廣總督康紹鏞殘題本」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、568 直。
- 37)「兩廣總督阮元殘題本」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、569頁。
- 38)「兩廣總督阮元題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、576頁。
- 39)「兩廣總督李鸿賓殘題本」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、580 頁。

1832年	道光十年	四月	鄭福	丕雅媛滑里巡収呵人臈車寅	「明清史料」40)
1836年	道光十四年	十一月	鄭福	丕雅桉滑里巡収呵人臈車突	「明清史料」 ⁴¹⁾
1839年	道光十七年	七月	鄭福		『明清史料』 ⁴²⁾
1852年	咸豊二年				

この表 1 のように順治朝から咸豊朝まで合わせて35回の朝貢が見られ、基本的に 5 年ごとの朝貢であ ったことがわかる。これは康熙三年(1664)に定められた朝貢規定「定暹羅貢期三年一次」とは差があ った。さらに康熙二十三年(1684)から次の朝貢まで約二十年間も空白があり、暹羅国からの朝貢は一 度しかなかった。その原因について考えるに康熙二十四年(1685)に、暹羅国那菜王が没し、暹羅国の 朝廷内において王位爭奪の事件が発生したためと考えられる。このため中国への朝貢も遅延したと思わ れる。康熙六十年(1722)に、康熙帝は30万石の大米の暹羅国からの輸入を認めた。しかし、暹羅国か ら米穀を積んだ朝貢船が中国に到着したのは康熙帝が没して後の雍正二年(1724)のことであった。中 湿の米穀貿易を促進するため、雍正時代から暹羅国の米穀船は一年に2艘の来航が知られる⁴³⁾。さお、乾 隆五十一年に、華人が暹羅国王に即位したことから、暹羅国からの朝貢回数は頻繁になった。通常の朝 貢の他に、中国皇帝の辯誕の祝賀また謝恩などの理由によっても朝貢している。たとえば、乾隆五十一 年(1786)に、新暹羅王が即位したため朝貢した。乾隆五十三年(1788)に、暹羅国朝貢船は中国皇帝 が新暹羅王を承認したことへの謝恩の理由で来航した。嘉慶十四年(1809)と道光二年(1822)とは、 中国皇帝に祝壽誕のために朝貢船を派遣した。さらに広州に来航した暹羅朝貢団は、正貢使たちが北京 に朝貢している間に、ほかの使節は広州で交易を行った。しかし、道光二年(1822)の朝貢は、道光二 年(1822)十月に暹羅朝貢船が広州に着いて、正貢使らは十月の末頃に上京したが、朝貢船は急ぎ広州 で販売をして同年十二月末ころに帰国した40。理由は翌年の夏に朝貢船が再び中国に来て、上京した使 節を迎えるということであった。しかし、本当の理由は暹羅国王はできるだけ中国との貿易を多く行い たいと考えていたと思われる。

3) 暹羅船の貿易規定

暹羅国から中国にもたらされた貨物は基本的には暹羅国当地の特産物で構成されていた。暹羅国は地域が中国よりはるかに小さいが、特産品の種類は極めて多かった。暹羅国からの朝貢船に積載された貨

^{40)「}為內閣抄出兩廣總督李等奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 583頁。

^{41)「}為內閣抄出兩廣總督盧坤等奏」、「明清史料」庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 583頁。

^{42)「}為內閣抄出兩廣總督鄧等奏」、「明清史料」 庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、 585頁

⁴³⁾ 湯開建、田渝「雍乾時期中国與暹羅国的大米貿易」、「中国経済史研究」 2004年第一期、経済研究雑誌出版社、2004 年、81-88頁。

^{44)「}兩廣總督阮元殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、569頁。

物には、一部分は朝貢品として北京へ進呈する貨物であり、一部分は船の安定を計るための「圧艙貨物」⁴⁵⁾として運ばれて発売した貨物であった。朝貢船で輸入した貨物は免税品の取り扱いを受け、事実「圧艙貨物」は湿羅国の朝貢貿易の中ではかなり大きいな比重を占めていた。

各国からの朝貢品の管理及び朝貢貿易に関して以下の規定が見られる。

順治間定,凡外國朝貢來京。頒賞后,在會同館開市。或三日。或五日。惟朝鮮琉球。不拘期限⁴⁶⁾。康熙二十四年議準,外國貢船。所帶貨物。停其收稅。其餘私來貿易者。準其貿易。聽所差部臣,照例收稅。又議準,凡貿易番船回國。除一應禁物外。不許搭載內地人口。凡番船貿易完日,外國人員,一并遺還。不得久留內地。凡貢船回國。帶去貨物。免收其稅⁴⁷⁾。

とあるように、順治年の規定によって、外国から来華した朝貢団は、皇帝の恩賜を受けた後に、北京の会同館で自国の貨物を発売できた。国によって交易期間日数は異なった。康熙二十四年(1685)に、規定が更新され、外国朝貢船が来航しその貨物が免税とされただけではなく、自国が購入する中国産貨物も免税になった。来航した朝貢船は帰国するときに中国人を搭乗することが禁止されていた。

さらに朝貢船がもたらした「圧艙貨物」の発売についての規定がある。

起貨通事船主先期將壓艙貨物呈報廣州府轉報委員,查明其貨物數目斤兩,冊彙同表文方物由司詳候 督撫,會疏題報俟題允日招商發賣,其應納貨餉候奉部行分別免征⁴⁸⁾。

康熙四十七年覆準暹羅國進貢馴象船,其壓船貨物願自出夫力帶來京城貿易者,聽如欲在廣東地方貿易,著該督撫委官監視其交易,貨物數目及監視官職名造冊報部壓船貨物照例停其徵稅⁴⁹。

さらに、清政府は貿易品の禁令品も規定している。

雍正九年,奉旨鐵器不許出洋貨賣律有明禁,乃聞粵東出產鐵鍋,凡洋船貨賣向未禁止夷船出口,每 船所賣鐵鍋少者百連至二三百連不等,多者買至五百連并有至千連者,每連約重二十斤不等,五百連 約重萬斤,千連者每連約重二萬斤,計算每年出洋之鐵為數甚多,誠有關繫,嗣後鐵鍋應照廢鐵之例, 一概嚴禁,無論漢夷商船均不許貨賣出洋。又覆準一切廢鐵,除內地販賣聽從民便毋庸禁止,如有將 廢鐵潛出邊境及海洋貨賣,立即弩究照例治罪,該管官知情故縱者革職,受賄者革職提問⁵⁰⁾。

⁴⁵⁾ 松浦章 「清代中国琉球貿易史の研究」榕樹書林、2003年10月、193-196頁。 王竹敏「康熙・雍正時代の中選朝貢貿易に見る圧艙貨物」、『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第86号、 1-14頁、2011年。

^{46) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十三、禮部三十四、外國貿易による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版 社、3764頁)。

^{47) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十三、禮部三十四、外國貿易による(「近代中国史料厳刊三編」第七十二輯、文海出版 社、3764頁)。

^{48) 「}粤海関志」巻二十一、貢舶一、暹羅による(『近代中国史料厳刊續編』第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{49)「}欽定大清会典則例」卷九十四、禮部、朝貢下、(『四庫全書』第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古藉出版 社、932頁)、8頁。

^{50) 「}欽定大清会典則例」卷一百十四、兵部、關禁、(『四庫全書』第623冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版

貢使京旋廣州府,即論令各船修葺,俟風訊順便回國所買回國貨物,一切違禁物件不許買帶外,其應 買貨物俱照定例聽其買回,應委官一員監督盤運下船,并即令護送該船出口,俟其揚帆回報⁵¹⁾。

とあり、雍正九年(1731)に外国から来航した商船への鉄器の売買が禁止された。使えない鉄器も輸出禁止であった。しかし『大清会典事例』によると、暹羅国朝貢団が鉄器を売買した記録が見られる。

是年暹羅國貢使稱銅器自奉禁后,彼國乏用懇許其赴粵採辦,奉旨,該國呈稱銅繫造福送寺之用,部 議照例禁止固是令特加恩賞給八百斤,後不為例⁵²⁾。

中暹両国の貢賜往来は、暹羅国にとっては経済利益、清王朝にとっては国威宣揚であった。そして、清王朝は来航した朝貢船に厚往薄來という朝貢貿易を行わせた。すなわち来航した朝貢船の朝貢品は薄くても、恩賜した賞品は厚くした品々を持って帰らせたのであった。各地方官から北京まで各使節に随行している。

凡貢使來京,提督官處該督撫報文,查點正從人數。移付精膳司,照例支送飲食等物。咨工部,應付 鋪墊傢伙等項。查照牲畜數目。咨戶部,給發草料。咨兵部,撥官兵看守。傅該館通事序班官生等, 赴館伺候。該館大使將進官時日,貢使人員數呈報本部。該國表文章奏。提督官於到館次日,率貢使 資至本部呈堂。公同折閱。歸儀制司具題。如有兩國通事進貢,一住館中。一咨工部。另行安排。⁵³⁾ 貢使が北京に到着すると、督撫は人数を確認して、関係する部に報告した。精膳司は規定により食物 を支給し、工部は上朝用の服を支給し、朝貢団の役畜などにも便宜を与え、管理・世話する人員も派遣 した。

退羅国に関する「會驗暹羅國貢物儀注」によれば、来華した暹羅国の朝貢船の貢使の儀礼に関しても記録されている。

是日辰刻南海番禺兩縣委河泊所,大使赴驛館護送貢物,同貢使通事由西門進城至巡撫西轅門,安放 貢使在頭門外帳房侯立,俟兩縣稟請巡撫開中門,通事行商護送貢物先由中門至大堂簷下成列。通事 復出在頭門外,兩縣委典史請各官穿公服至巡撫衙門,通事引貢使打躬迎接候,巡撫開門升堂,督撫 各官正坐,司道各官傍坐,通事帶領貢使由東角門報門進至大堂簷下,行一跪三叩禮,賜坐,賜茶。

社、404頁)、38頁。

^{51) 「}粤海関志」巻二十一、貢舶一、退羅による(「近代中国史料厳刊續編」第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{52) 【}欽定大清会典則例】 巻九十四、禮部、朝貢下、(「四庫全費」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、939頁)、23頁。

^{53) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十三、禮部三十四、會同館による(「近代中国史料厳刊三編」第七十二輯、文海出版社、 3766頁)。

各官即起坐驗貢, 畢將貢物仍先從中門送出, 西轅門通事引貢使由西角出至頭門外, 立候送各官回將 貢物點交通事, 行商貢使同送回驛館貯放⁵⁴⁾。

とある。この「會驗暹羅國貢物儀注」は、暹羅国の朝貢品に関して広州府の衙門における検査の状況を 詳細に記録している。

退羅国から退羅国船によって広州にもたらされた朝貢品が到着すると、南海縣と番禺縣では退羅国からの朝貢品の保管を「河泊所」に委託していたと考えられる。清国の外交代表が派遣され、退羅国の貢使が住んでいる「驛館」に赴いて、朝貢品を広東「巡撫衙門」へ護送した。清国の外交代表は、退羅国の貢使と通事と共に広州府城の西門から入城し、「巡撫衙門」がある西轅門附近まで赴く。到着する貢使を「頭門」外の「帳房」で清国の外交代表が立ち迎える。清国の外交代表は通事と行商と伴に朝貢品を「中門」の奥にある「大堂」まで運ぶ。また公服を着用した広州の地方官も「巡撫衙門」の中で待ち受ける。その後、通事は「頭門」に戻って、外で待ち受ける貢使を伴い「東角門」から「大堂」まで進む。貢使は、広州に居る両広総督や広東巡撫等に「一跪三叩」という中国の伝統的な礼儀を行い、督撫から着座を指示され「椅子」に坐り、「お茶」を供用される。その後は、広州の地方官が貢物を検査する。検査が済むと地方官は貢物を「中門」より持ち出す。通事は貢使を率いて、「西角門」より「頭門」に赴く。各地方官が帰ると貢使は通事と行商と共に朝貢品を「驛館」に贈呈すると規定されていた。

朝貢品は、「巡撫衙門」の「大堂」まで運ばれる「中門」を経由する道筋と、貢使が大門へ赴く際に「東角門」を通り、帰る時には「西角門」を通過した道筋とは同一ではない。すなわち朝貢品は、中華の皇帝に献上するため、皇帝と同等な扱いを受けた。しかし暹羅国使節は、外国使節としてそれよりも位が低い扱いを受けていたことがわかる。これが中華帝国の伝統的な朝貢儀礼の一端であり、「會驗暹羅國貢物儀注」にはこの実態が具体的に描かれていると言えるであろう。

さらに、暹羅國の使節が中国皇帝に拝見する礼儀や様子も記録に残された。

琉球、安南、暹羅等國差來若系該國王兄弟、世子來朝者,自應如朝鮮之例。複查,圣祖仁皇帝時,亦有召見各國使臣者,不過于便殿召見,如引見官員之例,只待侍衛等侍立令其跪聆慰問單,即引出 賞賜茶飯,并無御前賜座賜茶。今臣等酌議得暹羅國貢使朗三立哇提等召見之日,皇帝御乾清宮寶座 應,入班之內大臣侍衛等照例排班侍立,臣部堂官二員引該國來使等穿伊國公服,隨帶通使一員,由 乾清門西門如至丹墀下西邊,行三跪九叩頭禮。禮畢,臣部堂官由西堦引至乾清宮中門外跪,通史在 來使西邊稍后跪,臣部堂官二員兩旁伺立,皇上慰問單畢,臣部堂信引出候旨,賜茶或賜飯畢引至午 門外謝恩。其議政大臣等齊集坐班賜坐賜茶55)。

とあり、乾隆元年(1736)に、暹羅国からの貢使が中国皇帝の接待を受けたことがわかる。乾隆皇帝は「乾清宮」の「寶座」に座わり、大臣と侍衛などが両側に立っていた。使節は暹羅国の公服を着用して、通事とともに「乾清門西門」を経て、「丹墀下西邊」で「三跪九叩」礼を行った。後に、使節は「西堦」を経て、「乾清宮中門」の外で跪づいた。その後は、中国皇帝の「慰問單」を聞いてから戻っている。このように、実際に暹羅国貢使は北京皇城で朝貢儀礼を行ったが、中国皇帝の顔を見ることはなかったと

^{54) 「}粤海関志」巻二十一、貢舶一、退羅による(『近代中国史料厳刊續編』第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{55)「}磴部副奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民国四十九年九月、518頁。

いうことである。この儀式当日の記録によって、外国使節のなかで、一番重視されたのは朝鮮使節であり、他の安南使節と暹羅国使節とはともに同程度の待遇であった。

1) 上京の行程

湿羅国の来華貢使が広東に到着すると、朝貢規定によってその一部分の貢使は北京に赴いた。交通手段や沿道の環境のため、広東から北京へ赴く行程は片道でも数月間を要した。この途中の旅費などの支出はどのようであったろうか、康煕『大清會典』から見てみたい。

外藩外國進貢。并差來人員到京。由該衙門行文至禮部。俱給下程。回時復給路費。禮部移會光祿寺 支送⁵⁶⁾。

海外から来華した朝貢使節団の上京の旅費は、全て清朝の禮部から支給された。そして、その際の暹 羅国使節は途中でどのような待遇を受けたのであろうか。『粤海関志』には、

貢使進京, 令通事先將啟程日期報府, 轉報上司、預行取辦祭江豬只、吹手、禮生應用57)。

貢使入京,通事將起程日期具報廣州府,轉報布政司,移會按察司,頒發兵部勘合一道,驛傳道路牌一張⁵⁸⁾。

『粤海関志』には、護送途中の各種待遇も詳しく記録している。

督撫委送官三員隨同伴送將進京貢使人員廩給口糧、夫船數目填注勘合內,經過沿途州縣按日辦應。 其在省看守貢船人等,以奉旨準貢日移明,糧道每名每日支米八合三勺⁵⁹。

貢使入京伴送,文職應委道府大員,武職應委參將大員并委丞倅一員隨往長途護送。自省啟程前抵韶州府,例委分巡。廣州府之督糧道,護送彈壓自韶州府南雄州度嶺,應委南韶連道護送彈壓出境,仍 飾各屬照例應付,議準絲毫濫應,京旋之日一體辦理⁶⁰⁾。

康熙二十三年諭, 湿羅國進貢員役回國有不能乘馬者, 官給夫轎從人給舁夫, 欽此。又覆準除護送來 京官外, 特差本部司官筆貼式各一人伴送⁶¹⁾。

とある。朝貢使節が来華の際には中国に上陸地から北京までの間の往復に清朝の官吏が随行し、それを

^{56) 『}大清会典』(康熙朝)、巻七十七、禮部三十八、下程路費による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版 社、3861頁)。

^{57) 【}粤海関志】巻二十一、貢舶一、退羅による(『近代中国史料般刊續編】第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{58) 「}粤海関志」巻二十一、貢舶一、退羅による(「近代中国史料般刊續編」第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{59) 【}粤海関志】巻二十一、貢舶一、退羅による(『近代中国史料般刊續編】第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{60) 『}粤海関志』巻二十一、貢舶一、暹羅による(『近代中国史料厳刊續編』第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{61) 【}欽定大清会典則例】卷九十四、禮部、朝貢下、(「四庫全書」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版 社、929頁)、3頁。

伴送と呼称されたことは、琉球国の例から明らかである(2)。

温羅国の朝貢の際にも広州府は毎回の上京に護送官三人を派遣し、そのうち、一人は文職の通事、一人は武職、もう一人は兵士であった。広州府は行程の日付と人数により食料を支給している。もし馬に乗れない使節がいれば、地方官は「轎子」という旧時に箱型の籠に棒をわたし、その前後を人が担ぐ交通工具を準備している。「轎子」が担ぐ人員も配慮された。

2) 使節団の食料

退羅国使節が広州から出発して後の沿道の地方官からは規定によって食料が支給された。

順治八年定凡外國貢使,及定額從人來京。沿途口糧,驛遞夫馬舟車。該督撫照例給發,差官伴送,及兵丁護送來京。回日沿途口糧,驛遞夫船。兵部給與勘和。其留邊人役,該地方官照例給與食物,嚴加防守,貢使回時同送出境⁶³⁾。

広東の地方官は、上京使節に食料を支給したのみならず、広州に滞在している使節にも食料を支給してくれた。食料品の詳細に関して康熙『大清会典』に見える。北京において使節に支給された食料品名が参考となるであろう。

凡暹羅國來使。康熙三年議準。暹羅朝貢正使副使辦事幹事官,每日共給牛乳一鏇,每二日給羊一隻,每五日蘋果五十個,梨五十個,鮮葡萄五觔,棗五觔,沙果七十五個。正副使,每日共爲一隻,雞一隻,魚一尾,茶一兩,面二觔,豆腐二觔,椒一錢,清醬六兩,醬六兩,香油六錢,各樣菜蔬三觔,酒十壺,燈油一種。辦事幹事官,每日各豆腐一觔,茶五錢,面一觔,椒五分,清醬四兩,醬四兩,香油四錢,酒一壺,菜一觔,燈油一鐘。通事官,每日肉二觔半,茶五錢,面一觔,豆腐一觔,花椒五分,清醬四兩,醬四兩,香油四錢,酒一壺,菜一制,燈油一種。從人,每日各給肉一觔半,面半觔,菜二兩,鹽一兩,共酒十壺,燈油五鐘。正使,副使,辦事,幹事,通事,從人,俱給米。移咨戶部支發⁶⁴⁾。

康熙三年(1664)の規定によって、暹羅国使節が北京に到着した時点で、使節に牛乳、羊肉、りんご、なし、魚、鳥肉、豆腐などを含めて約20種類の食物が贈られた。もし使節が20人として計算すると清皇帝から支給された食品はかなり多かった。日常の食物の支給の他に暹羅国使節は宴会の供応を受けた。

凡貢使來京,賜宴於禮部。令本部堂官待宴…康熙四年,暹羅國遺使進貢來京,朝見后,在部筵宴二次。回廣東日,在布政司給酒飯一次。⁶⁵⁾

貢使京旋,委員自京護送。敕書大典回廣船到河下迎請,安奉懷遠驛館,遵奉筵宴一次,候風訊便日

⁶²⁾ 松浦章 『清代中国琉球交渉史の研究』、関西大学出版部、2011年10月、52-78頁。

^{63) 「}欽定大清会典則例」卷九十四、禮部、朝貢下、(「四庫全書」第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版 社、929頁)、2頁。

^{64) 『}大清会典』(康熙朝)、巻七十七、禮部三十八、下程路費による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版 社、3901頁)。

^{65) 「}大清会典」(康熙朝)、巻七十六、禮部三十七、筵宴二による(「近代中国史料厳刊三編」第七十二輯、文海出版社、3861頁)。

起程66)。

又定貢使京旋回國,在廣東筵宴一次,額支銀一十七兩五錢。其守候船隻梢目水手等,額支口糧於奉旨準貢之日起,支貢使回廣之日住。支伴送之委員自省赴京往回額,給盤費銀五十兩,均於廣東存公銀內并地丁項,下額支米內動支⁶⁷⁾。

貢使人到省、委員備辦牛酒米麥筵席等項、俟起貯表文方物、后前赴犒賞68)。

凡貢使歸國。例差司賓序班一員。給勘合。由驛遞伴送。沿途防護促行。不許停留騷擾。及交易違禁 貨物。交明該撫即還。該督撫照例送出邊境⁶⁹⁾。

3) 北京の宿泊所

清朝は、専門的に外国使節の宿泊所を設置していた。その有名なものは北京の會同館であった。使節の住居を考慮したのみならず、使節の馬にも専門の馬館を設置した。

住所

凡會同館夫役。分南北館。南館二十人。伺候貢人到京。抗運貨物。北館二十名。伺候外藩公主及賓 客等。挑水供應。搬運桌張稻單等項。別衙門并該司大使等官。不許佔用。

馬館

凡貢使馬駝,設一館於安定門。設三館於通州(一在城內,二在城南)。通州三館,設筆貼式一員,馬法二名。安定門館,設筆貼式一員,馬法一名,分撥餵養。又設二場,主夏秋放牧,一在海子之西,一在良鄉縣之東。其雇夫牧養,撥官兵防護等事,仍系主客司職掌。各館馬駝牧養,每十匹,雇一夫,令其鋤草挑水。安定門館夫,每日給銀七分。通州館夫,給銀八分。其煮料豆,添草,飲水,打掃等差,禮部另撥閑丁十一名承值。

とあるように、会同館は南館と北館に別れ、各館ごとに役人20人を設置していた。役人の職務も明確に 分かれていた。さらに、使節のために設置した馬館も三箇所あり、馬館の役人も数名いた。清潔、運送、 養馬など専門の役人のように細分化されていた。

4) 使節が病気になった場合

来華各国使節は長距離にわたる旅程の辛労などにより使節の中には病気になったものもいた。もし上京の途中で病気になりすぐに治療が必要となった場合がある。そのため清朝は以下の処置方法を規定していた。

^{66) 「}粤海関志」巻二十一、貢舶一、温羅による(「近代中国史料厳刊續編」第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{67) 【}粤海関志】巻二十一、貫舶一、退羅による(「近代中国史料厳刊續編】第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{68) 【}粤海関志】巻二十一、貢舶一、退羅による(『近代中国史料厳刊積編』第十九輯、文海出版社、1550頁)。

^{69) 『}大清会典』(康熙朝)、巻七十二、禮部三十三、朝貢通例による(『近代中国史料厳刊三編』 第七十二輯、文海出版 社、3705頁)。

凡入貢員役有疾、提督官移付祀祭司。轉行太醫院。取醫生調治70)。

凡外國貢使。或在途病故,禮部具題令內院撰祭文。所在布政司備祭品。遺堂官致祭一次。仍置地垒立石封識。若同來使臣。自願帶回骸骨者聽。若到京病故。給棺木紅縀遺祠祭司官諭祭。兵部應付車輛人夫。其應賞衣服縀疋等物。仍付同來使臣領回頒給。若進貢從人,在京病故者。給棺木紅紬。在途病故者。聽其自行埋葬。71)

外国使節が北京で病気になった場合、皇室の「太病院」の医者が派遣され治療された。「太病院」は皇 族専用の医院であり、全国の最高医術を有する医師が集まる医院であった。

来華使節が途中で病死した場合、禮部は棺と紅緞などの葬儀用品を使節等に贈った。もし北京で病死 した場合も棺と紅紬などを送ている。退羅国使節の具体実例は『粤海關志』に見える。

嘉慶六年,聖論暹羅國第二貢使帕窩們孫哖哆呵叭突在廣州南海地方,患病身故情殊可憫,現已飭地方官妥為照料,著加恩再賞銀三百兩,遇有該國便穿,即令先行帶回,將銀兩給伊家屬,不必等候。此次貢船回國轉致稽緩嗣後,如遇有此等外國使臣在內地身故之事,著照此例辦理。⁷²⁾

嘉慶六年(1801)に、暹羅国からの使節は広州の南海地方で病死した。地方官の支援の他に嘉慶帝は 銀300両を送っている。暹羅国の来航使節は衣食住などの援助を受けるのみならず、病気の際にも当時の 最高級の医師の治療を受けるだけでなく慰問金などの恩恵にも預かったのである。

4、おわりに

清朝の朝貢国であった暹羅国は、中国との関係が良好であった。暹羅国から広州に来航した朝貢船からもたらされた貨物は、皇帝に進呈する朝貢品以外に、大量の貿易品も運んできた。その貨物は朝貢船の貨物が免税という特権を利用して、暹羅国王に大きな利益をもたらした。同時に、朝貢船が中国で購入した貨物も免税とされ、暹羅国は帰国するときも多くの中国物産を購入し、暹羅国に帰帆して他国に転売している。そして、広州に来航した暹羅朝貢船は、名目上は朝貢であったが、実は貿易の比重が大きかった。

明清時代の中国は、一貫して外国使節に善良な対応をしている。朝貢船が広州港に入港すると広州の地方官は招待宴を開き、上京の際にはその途中に伴送官も随行している。使節が北京に到着すると礼部から役人を派遣し、使節の飲食、居住などの接待も行った。そのほか使節の役馬は専門の馬館で飼育された。使節が朝貢旅程の途中に不幸にも病死した時は、清政府は棺などの配慮だけではなく慰問銀も贈呈している。

以上のように清朝中国は、暹羅国王に精緻な下賜品を与えたのみならず、暹羅国使節を待遇すること に周到であった。これは清皇帝にとって周縁諸国に柔遠の心を示す一環であったと思われる。

^{70) 『}大清会典』 (康熙朝)、巻七十三、禮部三十四、會同館による (『近代中国史料厳刊三編』 第七十二輯、文海出版社、3766頁)。

^{71) 『}大清会典』(康熙朝)、巻七十二、禮部三十三、朝貢通例による(『近代中国史料厳刊三編』第七十二輯、文海出版社、3704頁)。